

令和 7 年 度

第 3 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 7 年 6 月 30 日（月）

上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

令和 7 年度 第 3 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 7 年 6 月 30 日 (月) 午後 3 時 20 分
会 場 上越市市民プラザ 2 階 第二会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

1 番 長井	3 番 竹原	11 番 笠原
12 番 長瀬	5 番 橋本	18 番 田鹿
19 番 中嶋	10 番 五十嵐	21 番 大島

(2) 農地利用最適化推進委員 (16 名)

(安塚区)	和栗		
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	小山		
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	佐藤	小林	平野
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	上原	伊巻	
(吉川区)	常山	石野	
(三和区)	福原		

2 欠席委員

(1) 農業委員… 7 番 滝沢 8 番 小山 17 番 高波

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 松苗
(大島区) 高橋
(三和区) 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	所 長	坂井
	班 長	中島
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	次 長	片岡
	主 任	上田
大潟区駐在室	主 任	太田
頸城区駐在室	主 任	関間
吉川区駐在室	班 長	久保埜
三和区駐在室	班 長	橋立

4 会議に附した事件

(1)議事録署名委員の氏名

3 番 竹原 5 番 橋本

(2)審議案件

①安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後３時 20 分 それでは、これより令和 7 年度第 3 回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員 9 名、欠席委員 3 名であり、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数 19 名の内、出席推進委員 16 名、欠席推進員 3 名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 3 番 竹原委員、 5 番 橋本委員を指名いたします。
	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 省略
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 2128 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 議案書は 1 頁をご覧ください。

	番号 2128 番は、耕作者の労力不足のための合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕です。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞</u> 議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、農業振興地域の農用地区域への編入 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 件をご説明いたします。 2 頁、番号 1 番をご覧ください。 変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について＞</u> 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、地域計画内並びに地域計画外の番号 2101 番から 2104 番の 4 件を上程します。事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室	説明に入る前に、議案書 3 ページ及び 5 ページの表題中、「係る」を「対する」に訂正をお願いします。 議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、耕作者の変更 4 件をご説明いたします。 議案書は、3 ページから 6 ページをご覧ください。 「地域計画内」の案件は、3 ページ、番号 2101 番、2102 番の 2 件で、具体的な対象農地は 4 ページの対象農用地リストのとおりです。 5 ページ、番号 2103 番、2104 番の 2 件は「地域計画外」の案件で、具体的な対象農地は 6 ページの対象農用地リストのとおりです。 4 件とも効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものです。 いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案の 4 件は、いずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	＜<u>浦川原区駐在室の議案</u>＞ 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案(利用権移転)に対する意見について</u>＞ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、地域計画内ならびに地域計画外の番号 2511 番の 1 件を上程します。 番号 2511 番は、田鹿委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、田鹿委員は一時退席をお願いいたします。 （田鹿委員退席）

議 長	それでは、田鹿委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 説明に入る前に、議案書 1 ページの表題中、「係る」を「対する」に訂正をお願いいたします。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、耕作者の変更 1 件をご説明いたします。 議案書は、1 頁をご覧ください。 番号 2511 番は「地域計画内」の案件で、具体的な対象農地は 2 頁の対象農用地リストのとおりです。 効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、上段の現在の耕作者から下段の新たな担い手に耕作者変更するものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本案件は「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、田鹿委員に関連する利用権移転 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 （田鹿委員復席）
議 長	《大島区駐在室の議案》 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 2901 番から 2948 番の 48 件を上程します。 事務局の説明を求めます。

大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定 48 件をご説明いたします。議案書は、1 頁から 10 頁をご覧ください。 議案書の対象農地につきましては、11 頁からの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>牧区駐在室の議案</u>》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 3301 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは、議案書は 1 頁をご覧ください。 こちらは、農地の権利移動の許可についてです。 番号 3301 番は、譲渡人が遠方に居住し、管理が困難な農地を、家庭菜園として利用するため、譲受人が当該農地を取得するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	確認された委員の説明を求めます。
米川委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について>
	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号 3306 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。 今回の対象農地につきましては、3 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。

議 長	《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について</u>＞ 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号 3701 番から 3722 番の 22 件を上程します。 はじめに、4 頁、番号 3718 番は、中嶋委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、中嶋委員は一時退席をお願いいたします。 （中嶋委員退席）
議 長	それでは、中嶋委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 中嶋委員に関連する利用権設定 1 件を説明いたします。 4 頁、番号 3718 番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、7 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、中嶋委員に関連する利用権設定 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 （中嶋委員復席）
議 長	続きまして、中嶋委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。

柿崎区 駐在室	中嶋委員関連以外の利用権設定 18 件を説明いたします。 1 頁、番号 3701 番から 4 頁、3719 番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、5 頁から 7 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。 次に「地域計画外」であります。 8 頁、番号 3720 番から 3722 番の 3 件をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、9 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《大潟区駐在室の議案》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞ 議案第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 4640 番から 4645 番の 6 件を報告します。事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは 1 頁、4640 番から 4645 番の 6 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。

	いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、いずれも、中間管理機構へ貸付となっています。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 4604 番から 4606 番の 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明します。 3 頁をご覧ください。 番号 4604 番、4605 番は契約期間満了に伴う再設定です。4606 番は譲渡人が労力不足のため、経営規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。 譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
細谷委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議 長	<議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について> 議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号4602番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。 4頁、番号4602番の1件をご覧ください。 大潟区吉崎新田の、登記地目「畑」の土地を所有権移転し、転用するものです。譲受人は農機具の保管場所が不足しているため、自宅に近い申請農地を取得し、農機具を保管するためのビニールハウスを設置するものです。 土地利用計画は1,024㎡のうち216㎡の農機具保管用のビニールハウスを建てるものです。該当土地は農振地域外の土地であり、特に周辺環境に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。
	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
	<議案第3号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について>
議 長	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号4646番から4652番の7件を上程します。 事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、7件についてご説明いたします。 議案の対象農地につきましては、9頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について</u>＞ 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 5303 番の 1 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 1 頁、番号 5303 番をご覧ください。 経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
大島委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

	(賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞</u> 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 5301 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。 2 頁、番号 5301 番をご覧ください。 頸城区姥谷内地内の農地を「店舗及び駐車場」として利用するものです。 3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 受人は、カメラや輸入雑貨などの販売業を営むため、申請農地を取得し、店舗及び駐車場を建設するものです。 農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。 転用に当たり、生活雑排水は発生せず、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞</u> 議案第 3 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、農業振興地域の農用地区域からの除外 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	議案第 3 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。 議案書は 5 頁をご覧ください。

	「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」2 件です。 申請農地は、頸城区青野地内の「畑」1 筆 420 m²及び、上増田地内の「田」1 筆 443 m²で、変更理由は、一般住宅整備のためです。6、7 頁に位置図、8、9 頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	《<u>吉川区駐在室の議案</u>》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 6367 番から 6370 番の 4 件を報告します。事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 それでは 1 頁、6367 番から 6370 番の 4 件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作は 2 件、中間管理機構へ貸付が 2 件です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長	<議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について> 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号6211番から6229番の19件を上程します。 はじめに、2頁、6211番から6212番は、中嶋委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、中嶋委員は一時退席をお願いいたします。 （中嶋委員退席）
議 長	それでは、中嶋委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	中嶋委員に関連する利用権設定2件を説明いたします。2頁、6211番から6212番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、6頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	特に質問等がないようですので、中嶋委員に関連する利用権設定2件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 （中嶋委員復席）
議 長	続きまして、中嶋委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	中嶋委員関連以外の利用権設定17件を説明いたします。2頁、6213番から5頁、6229番をご覧ください。 議案の対象農地につきましては、6頁から7頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。

議 長	「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>三和区駐在室の議案</u>》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞ 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8608番から8641番の34件を報告します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」報告します。 議案書は1頁から6頁、番号8608番から番号8641番までをご覧ください。 これらの案件は、借受人が新たに立ち上げた法人与契約しなすため、現在の契約を解約するものです。 関連案件は、備考欄に記載したとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞ 議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8609番から8640番の32件を上程します。事務局の説明を求めます。

三和区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明します。 議案書は 7 頁から 12 頁、番号 8609 番から番号 8640 番までをご覧ください。 これらの案件は、これまで耕作していた譲受人が代表を務める法人と新たに契約を締結するものです。 なお、譲受人である当該法人の状況は、別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。 また、実質的な耕作人が変わらないことから現地確認は行わず、航空写真で確認いたしました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	＜議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞ 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 8601 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明します。 議案書は 15 頁、番号 8601 番をご覧ください。 番号 8601 番は、三和区川浦地内の農地に、「一般個人住宅」を建設するものです。16 頁に位置図、17 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 譲受人は、市内に居住していますが、子供が通学していた小学校が統合されたため、通学の利便性から申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、令和 7 年 7 月 28 日から令和 7 年 11 月 20 日までです。 土地利用計画図は、一般個人住宅 1 棟、申請面積 717 m²、建築面積 101.44 m²で建ぺい率 13.08%となり、基準の 22%を満たさないが、分筆するも狭隘な土地となるため、やむを得ないと判断しました。 転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。

議 長 議 長 議 長 議 長 三和区 駐在室 議 長 議 長	以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手) 賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。 <u>＜議案第 3 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞</u> 議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、農業振興地域の農用地利用計画（用途区分）の変更 1 件を上程します。 番号 1 番は、五十嵐委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、五十嵐委員は一時退席をお願いいたします。 (五十嵐委員退席) それでは、五十嵐委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。 議案第 3 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明します。 議案書は 18 頁、番号 1 番をご覧ください。 番号 1 番は、農機具格納庫を建設するため、当該農地を農振農用地から農業用施設用地に変更するものです。以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり) 特に質問等がないようですので、五十嵐委員関連の番号 1 番について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
--	---

議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
	(五十嵐委員復席)
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
	【 7. その他】
笠原部会長	事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
	【 8. 部会長職務代理あいさつ】
柿崎区 駐在室長	閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
	【 9. 閉会】
柿崎区 駐在室長	以上をもちまして、令和 7 年度第 3 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後 4 時 06 分終了